11　適正な経費率

規則別表第３第１表のその他経費の欄の「適正な経費率」は、15％とする。

12　事業報酬率

規則別表第３第２表の「事業報酬率」は、2.59％とする。

13　導管配分比率並びに労務費及び車両配分比率

規則別表第４の「導管配分比率」及び「労務費及び車両配分比率」は、別表８のとおりとする。

14　軽減係数

規則様式第１第３表の⑷租税課金（固定資産税）の「軽減係数」は、0.46とする。

別表１

原料価格の１立方メートル当たりガス料金への換算係数

所在地＼使用原料	い号液化石油ガス	ろ号液化石油ガス	い号、ろ号併用
北海道、青森県、岩手県及び秋田県に所在する供給地点群	0.215	0.225	0.220
	0.210	0.219	0.215
沖縄県に所在する供給地点群	0.202	0.209	0.205
	0.197	0.204	0.200
その他に所在する供給地点群	0.210	0.220	0.215
	0.204	0.215	0.210

㈱　上段：私営事業者、下段：公営事業者

別表２

１供給地点当たりのガスの月平均販売量の標準値

（単位：立方メートル）

都道府県	標準値	都道府県	標準値	都道府県	標準値	都道府県	標準値	都道府県	標準値
北海道	7.0	埼　玉	13.7	愛　知	12.2	鳥　取	10.5	佐　賀	9.9
青　森	8.5	千　葉	13.7	岐　阜	13.6	島　根	11.2	長　崎	10.4
岩　手	10.1	東　京	14.0	三　重	14.0	岡　山	9.9	熊　本	9.3
宮　城	13.6	神奈川	14.0	福　井	10.6	広　島	12.3	大　分	8.8
秋　田	7.8	新　潟	8.3	大　阪	12.5	山　口	10.3	宮　崎	9.5
山　形	13.6	長　野	13.4	兵　庫	11.1	徳　島	9.8	鹿児島	10.0
福　島	12.9	山　梨	10.4	滋　賀	12.1	香　川	9.0	沖　縄	7.7
茨　城	12.7	静　岡	11.7	京　都	12.1	愛　媛	9.4		
栃　木	12.9	富　山	8.4	奈　良	12.1	高　知	11.5		
群　馬	12.1	石　川	10.6	和歌山	10.0	福　岡	10.3		

㈱　100.4652メガジュール（24,000キロカロリー）

別表３

特定製造所の標準所要面積

（単位：平方メートル）

貯蔵量による区分	容器の種類	第２種保安物件に対する離隔方向			
		１方向の場合	２方向の場合	３方向の場合	４方向の場合
３トン未満	50キログラム容器	127	211	295	295
	貯槽	124	282	439	525
３トン以上５トン未満	50キログラム容器	137	243	349	373
	500キログラム容器	359	359	419	445
	貯槽	139	294	449	538
５トン以上７トン未満	50キログラム容器	166	286	406	431
	500キログラム容器	433	433	493	524
	貯槽	141	300	459	548
７トン以上９トン未満	50キログラム容器	195	336	476	501
	500キログラム容器	440	440	500	531
	貯槽	152	313	474	565
９トン以上10トン未満	500キログラム容器	481	481	540	574
	貯槽	155	319	483	573
10トン以上15トン未満	貯槽	163	327	491	583
15トン以上20トン未満	貯槽	206	393	581	734
20トン以上30トン未満	貯槽	258	476	694	915
30トン	貯槽	387	674	961	1336
30トン超	必要に応じ別途定める				